

# ○ 鈴鹿工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱細則

〔平成30年1月10日〕  
校長 裁定

最終改定 令和元年10月11日

## 鈴鹿工業高等専門学校における民間等との共同研究取扱細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校(以下、「本校」という。)における産学官協働研究室(以下、「協働研究室」という。)の設置に伴う共同研究の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 協働研究室は、本校の教育理念等に即した共通の課題について協働して研究を実施しようとする外部の機関、企業等(以下「外部機関」という。)から受け入れる経費等により共同で研究室を本校に設置し、運用することにより、もって本校の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

### (設置及び運営の原則)

第3条 協働研究室は、本校において行われる教育研究に相当するものを外部機関と協働して実施するものとして設置し、外部機関からの受入経費により研究等の実施に伴う諸経費を賄う。

### (名称)

第4条 協働研究室には、当該研究等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。  
2 協働研究室の名称について、外部機関から申出のあった場合は、外部機関が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

### (設置の申請)

第5条 協働研究室の設置を伴う共同研究の申込みをしようとする者は、本校校長に申請書(別紙様式1)を提出するものとする。

### (設置の決定)

第6条 校長は、前条の申請があった場合は、本校内に設置する研究活動推進委員会でその申請内容を精査するものとする。  
2 前項の設置を決定するに当たっては、本校の運営方針を決定する会議の議を経るものとする。

### (設置期間)

第7条 協働研究室の設置期間は、原則として2年以上とする。  
2 前項で定めた存続期間は、更新することができるが、その更新期間については、1年ごとに定めることができる。  
3 前項の手続きは、第5条から前条までの規定を準用する。

(協働研究室の構成等)

第8条 協働研究室は、教授又は准教授に相当する者1名以上を含む合計2名以上をもって構成するものとする。

2 協働研究室の教員は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(平成16年機構規則第6号)、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則(平成16年機構規則第11号)又は独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則(平成23年機構規則第102号)(以下これらを総称して「各就業規則」という。)のいずれかの適用により雇用される教職員または客員教授、客員准教授及び客員研究員の称号を付与された者とする。

3 外部機関研究担当者の教員の選考は、外部機関からの推薦を考慮し、鈴鹿工業高等専門学校客員教授等称号付与規則(平成30年規則第110号)による教員選考基準及び選考方法を準用して、客員教授、客員准教授及び客員研究員(以下「客員教授等」という。)の称号を付与する。

4 協働研究室を担当する教員及び客員教授等を決定するに当たっては、本校の運営方針を決定する会議の義を経るものとする。

(担当する者の職務内容)

第9条 客員教授、客員准教授及び客員研究員は、当該研究室における研究及びその運営に従事するほか、当該研究室における研究に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

2 第1項により授業又は研究指導を行う場合にあっては、各就業規則の定義に照り合わせて、非常勤講師の職名を与える場合がある。

(契約の締結)

第10条 校長は、協働研究室の設置を決定した場合は、別に定める契約書により外部機関を相手方とする協働研究室の設置に伴う共同研究契約を締結し、受入れのための手続を行うものとする。

(契約書)

第11条 前条により協働研究室の設置に伴う共同研究契約を締結する契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 協働研究室の名称
- 二 協働研究室の目的及び内容
- 三 協働研究室の分担に関する事。
- 四 協働研究室の設置場所
- 五 協働研究室の実施期間
- 六 協働研究室に必要な費用に関する事。
- 七 協働研究室に係る研究資金の本校への納入に関する事。
- 八 協働研究室によって取得した施設、設備の権利の帰属に関する事。
- 九 協働研究室に係る施設等の使用に関する事。
- 十 知的財産、個人情報等の秘密の保持に関する事。
- 十一 研究成果の取扱いに関する事。
- 十二 研究成果の帰属に関する事。

十三 知的財産権の取扱いに関すること。

十四 協働研究室講座に係る契約の変更及び解除に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、協働研究室に関して必要な事項  
(受入経費について)

第12条 協働研究室に係る運営費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実であると認められる場合は、分割して受け入れることができる。

2 存続期間満了後の更新に係る運営費は、本校と外部機関との協議により、その受入経費を定めることができる。

3 経費は、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成16年機構規則第46号）の定めるところにより受入れ、経理するものとする。

(経理)

第13条 協働研究室の教職員の給与（外部機関及び本校に雇用された者が勤務している場合を除く）、研究費、旅費、光熱水料等、その他運営に必要な経費は、研究運営費として受け入れた金額により経理するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、本校が設置する協働研究室に関して必要な事項は、校長が定める。

附 則

この細則は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月11日から施行する。

## 産学官協働研究室の設置を伴う共同研究申請書

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

住所  
氏名 印

独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校の民間等との共同研究取扱細則に従い、下記のとおり申し込みます。

## 記

1. 講座の名称	
2. 講座の目的及び研究内容	
3. 設置希望期間 (原則2年以上)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 設置場所	鈴鹿工業高等専門学校内に設置を希望
5. 運営経費の負担額	円 (うち研究運営費 円)
6. 外部機関からの研究担当者 (複数名も記載可能)	所属機関・企業名： 所属・職名： 氏名：
7. 外部機関との連絡担当者	所属機関・企業名： 所属・職名： 氏名： 電話番号： メールアドレス：
8. 希望対応教員	学科名： 学科 職名： 氏名
9. その他必要事項	経費の納入時期等 円 令和 年 月 日 納入 施設、設備の設置希望 有・無
10. 存続期間満了後の更新の有無(いずれかにチェック)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 存続期間に創出される研究成果により判断

注1) 設置希望期間(存続期間)中の運営経費は、600万円/2年間を標準とし、設置希望期間(存続期間)に応じて、本校と外部機関との協議により決定する。

注2) 存続期間満了後の更新に係る運営経費は、120万円/年以上とするが、更新期間を含めて、本校と外部機関との協議により決定する。